2014年 9月10日 第1086号 1

TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317 www.ihsfu.net

"「改正」憲法改正国民投票法の問題点"(伊藤弁護士講演要旨)

高教組主催の夏季学習会(8月 23日、土浦・亀城プラザ)におけ る伊藤朝日太郎弁護士(「明日の 自由を守る若手弁護士の会」所属) の講演「上からの国民投票と下 からの国民投票 ― 憲法改正国民 投票法『改正』| を考える | の概 要の一部を掲載する。

○憲法改正の限界 ドイツや イタリアのように明文での改正 限界規定はないが、日本国憲法 には、前文第1段落の「これに 反する一切の憲法、法令、およ び詔勅を排除する」、憲法9条の 「永久にこれを放棄する」などの 規定があり、改正には内容的な 限界がある。

○国民投票とは何か? 型民主主義の道具としての住民 投票(吉野川河口堰問題)の例 がある一方で、独裁の道具とし ての国民投票(ナポレオン、ヒッ トラー) の実例もある。議会の決

議によるものは結論追認型、住 民発案によるものは問題提起型 であることが多い。もっとも、 名古屋市河村市長の議会リコー ルのように、権力者が主導する 住民発案も存在する。

○国民投票法の問題点 の後、60 日以上 180 日以内に 国民投票がおこなわれるが、こ れはあまりにも短かすぎる。国 民投票広報協議会は会派比例で、 有識者も入らない。賛否同数と すべきだろう。有料テレビ広告 が投票の14日前まで可能となっ ており、経済的不平等がそのま ま広告の優勢劣勢に結びつく。

有権者は、公職選挙法、民法 の成人年齢との調整がなされな いまま18歳とされてしまった。 これに関連し、「教育者の地位利 用の運動禁止」と相まって、学 校現場で政府見解が教え込まれ、 その結果、国民投票に生徒が「動 員」される危険性もある。まさに、 権力者の主導による国民投票に なりかねない。

○国民投票運動の規制 国民 投票運動とは「憲法改正案に対 し替成または反対の投票をし又 はしないよう勧誘する行為」で

中の事例に関するものである。

ある。公務員は一律禁止ではな い。国公法・教特法により制限 される「政治的行為」にはあた らない。しかし、「裁判官、検察官、 警察官」は運動禁止とされた。

○公務員及び教育者の「地位利 用」 教育者が「国民投票運動」 をすることはできるが、「地位利 用しはできない。大学の教員も 含め、授業で「賛否を働きかける」 ことはできない。現在のところ 罰則の適用はないが、「賛否を働 きかけ」ないように注意しつつ、 創意工夫して問題提起をすれば よいだろう。 🌣

茨城県教委が「パワーハラスメント防止要綱」制定

校長の責務明記や相談員の設置等 防止・対応の具体策盛り込む

具体的責務をもつ相談員の設置

茨城県教育委員会は、「茨城県 教育委員会パワーハラスメント の防止等に関する要綱」を制定 し、8月5日から施行するとと もに同日各県立学校長等に通知 う。 した。

同要綱は、「近年、職場におけ るいじめや嫌がらせが社会問題 として顕在化している」として、 パワーハラスメントの防止、生 じた場合の対応について規定し ている。要綱は、「目的」「定義」「職 員の責務 | について定めたうえ で、一項を設けて「所属長の責 務について」規定している。す なわち所属長 (学校にあっては校 長)は、「自身の言動がパワーハ ラスメントに該当しないか十分 に注意を払わなければならない」 「パワーハラスメントが生じた場

合には、迅速かつ適切に対応し なければならない」とされる。 職場でのパワーハラスメントは、 校長などの管理職員による場合 が多く、またより深刻である現 状をよく踏まえたものといえよ

そのうえで要綱は、教育庁総 務課、高校教育課、特別支援教 育課にそれぞれ、「相談窓□」を 設置し、総括課長補佐、人事担 当課長補佐(高教課)ないし人事・ 計画担当課長補佐(特支課)を「相 談員」に指定している。この「相 談員」は、相談者本人等からの 相談・苦情に応ずるものとされ、 事実確認・問題解決のための助 言、相談者の心身面のケア、さ らにパワーハラスメントをおこ なった職員に対する注意・指導 などパワーハラスメント排除に 向け必要な措置を講じたうえで、

相談者に報告するものとされる。

今回の要綱は、たんに抽象的 に職員に注意を呼びかけるにと どまらず、このように発生した 場合の被害者職員の相談・苦情 への対応策を具体的に定めてい ること、しかも教育庁各課の人 事担当の責任者を「相談員」と して指定していることなど、お おいに評価すべきものといえる。

なお、各所属長については、 これら「相談員」のとるべき策 に関する「規定に準じ、真摯に 対応しなければならない」とす る準用規定がおかれている。学 校における校長の責務が明確に 定められたことになる。校長は、 もはや職員会議等で(たとえば「体 罰」「飲酒運転」などについてのよ うに)「県からの指示」として通 り一遍の口頭伝達をして済ます ようなわけにはいかず、重大な

青務を負ったことになる。

さっそく提起された相談事例

要綱の制定をうけて、ただち に2件の相談が提起された。1 件は、牛久高校の黒田裕之校長 が「生徒・保護者からの要望」 だとして、一切の調査確認なし に部活動顧問の教諭をその職務 から排除し、翌々年度まで一切 かかわらないよう命令したうえ、 「あなたを信用していない」「使 えない」「牛久高校に来るべきで はなかった」「教員を辞めるしか ない」などと面罵叱責した事例 である(本紙第1083号/バック ナンバーは高教組ウェブサイトに掲 載)。この件では同校の小幡法男 教頭も、あらかじめ同教諭につ いて一方的で不適切な意見を校 長に伝えるなど、校長のパワー ハラスメント行為と一体的に行 動したうえ、同教諭に関して校 内の文書に「訳あり」と記載す るなどしており、相談内容に含 められている。

同校では本年4月以降、特定教 員に対して、インターネット上 での誹謗中傷、PTA総会等で の名誉毀損発言、「面会」の強 要 (第1085号) がなされるなど、 前例のない異常事態となってい る。この件は、上記の運動部顧 間の事件が発覚して措置の一部 主要部分を撤回せざるをえなく なった際、校長が一部の「保護 者 | に「年功序列というものが あり、年長の教員にせまられて、 やむを得ず撤回することになっ た」と驚くべき言い訳をしたこ とが誘因となり、撤回を求めた 教員や排除されていた教員らに 対する曲解にもとづいて、さま ざまの嫌がらせがおこなわれて いるものである。

黒田校長は、事件の発端をつ くっただけでなく、当該教員の ほか、批判的な意見を表明する 教員らに対して、職務から排除 する、無視する、嘘を言う、職 員会議での発言をさえぎったう もう一件は、同校で現に進行 え、会議を打ち切り退室するな

どの、顕著なパワーハラスメン ト行為を続けている。

これら2件の「相談」は、要 綱の規定に従い、所属長(校長) と「相談員」に対してそれぞれ 提起された。所属長としての黒 田校長は、今後みずからの行為 についての「事実の確認や問題 解決のための適切な助言し、「パ ワーハラスメントの排除に向け 必要な措置を講ずる」ことなど に、誠実に取り組まなければな らない。

茨城県高等学校教職員組合は、 本紙でとりあげた事例 (第1055 号~第1059号)のほかにも、多 数のパワーハラスメント事案に とりくんできたほか、総括安全 衛生委員会の場などで、県教委 に対して「要綱」の策定や具体 的な防止措置の実施を求めてき た(本紙第1016号、第1057号)。

パワーハラスメントをおこ なったうえで「相談」を受けた 校長の動向や、「相談員」による 措置内容など、今後の推移に注 目していく。※

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか? (第36回)

"不渡り手形"としてのアメリカ独立宣言と憲法

「まだ夢がある」と語る M. L. キングにとっての「現状」 (第2回)

"正義の銀行の破綻"

キングは、ワシントン行進の 趣旨について言う。

> いうなれば、われわれは、 小切手を現金化する cash a check ために、わが国の首 都 our nation's capital に やってきたのだ。

小切手とは、憲法と独立宣言を 指している。

> わが共和国 republic の建設 者たちが、憲法と独立宣言 Constitution and the Declaration of Independence の 壮 麗 なことばを書いた時、かれ らはあらゆるアメリカ人が その受取人となる約束手形 promissory note に署名して いたのだ。

しかしアメリカはその約束手形 を履行していない。

代わりに、アメリカは黒人 たち Negro people に不渡り 小切手 bad check を与えてい るのだ。(以上§4。引用につ いては前号の注を見よ。)

憲法と独立宣言はいまのところ "不渡り"となっているが、しか し、諦めることはしない。

> われわれは正義の銀行 bank of justice が破綻したと信じ ることはしない。……われ われは、この小切手、すわ なち請求すればわれわれに、 自由という財産riches of freedom と、正義という資産 security of **justice**を与える 小切手を現金化するために やってきたのだ。(§5)

キングは、"I Have A Dream"の 全編にわたってさまざまの比喩 を駆使している。すべてが比喩 によって構成されているといっ この神聖な義務を履行する てよいほどである(寺島隆吉『キ

ングで学ぶ英語のリズム』1997年、 あすなろ社、169頁以下)。憲法と 独立宣言が「約束」だというの はあくまで比喩なのであるが(本 紙第1082号をみよ)、その比喩は とどまるところをしらない。「約 東手形 | は「不渡り | になって いるが、「正義の銀行」が破綻 するはずはないのだから、あく まで手形を「現金化」して「自 由という財産と正義という資産し を手に入れるのだと、果敢に畳 み掛ける。

公正としての正義

ここで、正義の銀行 bank of justice、公正という資産 security of justice というように、ジャス ティス justice という単語が頻出 することに注目しよう。ジャス ティスは、具体的には、人種間 の平等を指している。通例「正 義」と訳される justice は、「公正

形力を行使しながら敢然と戦いを挑む「正義の味方」的 特性を表すのが一般的である。そこでは端的に道徳的悪 の人格的体現者である「悪人」を打倒すべく行動するこ とが「正義」である。日本社会では「正義」は道徳的悪 の対立物であり、ヨーロッパ的な「公正」「衡平」という 意味合いの「正義」とはだいぶ異なる。

なお、「正義」はドイツ語では Recht であるが、この レヒトは「正義」のほか、「法」をも意味する。しかも 客観的法 objektives Recht が「法律」であり、主観的法 subjektives Recht が「権利」であるというように、英語と もずいぶん大きなずれがある。

プラトン、ホッブズ、ヘーゲルを並べて、しかも日本 語訳で読むときには、「正義」概念ひとつとっても注意が 必要である。憲法や独立宣言を解釈する際も同様である。

fairness」という意味あいで用い られている (**欄外注**)。次の § 6 で、「今こそ……する時だ now is the time to...」のリフレインに載 せて、キングは集中的にジャス ティスに言及する。

> 今こそ、民主主義の約束 promise of democrasy を実現 する時だ。今こそ、暗くて 不毛の隔離 segregation の谷 間から、陽の当たる人種的 公正 racial justice の小道へ 昇ってゆく時だ。今こそ、 我が国 our nation を、人種 的不公正 racial injustice の砂 地獄から同胞愛 brotherhood の堅固な岩へと向上させる 時だ。今こそ、すべての 神の子たちに正義「公正」 justice を実現する時だ。

独立宣言とアメリカ憲法

人種的不平等としての不正義 が支配的であるアメリカ社会に おける人種差別撤廃運動につい て、主として憲法をめぐる展開 の側面から見てゆくことにする。

アメリカ独立宣言 Declaration of Independence (1776 年。 aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/ wwwf-majordocs-independence.pdf) は自然権思想にもとづいて、す でに所属する国家(グレートブリ テン王国) からの離脱とあらたな 国家(アメリカ連合諸邦)の形成 を「宣言」する。その意味では、「人 権をまもるために国家権力をし ばるものとしての憲法」と同じ 論理構造、すなわち、いわゆる「立 憲主義 constitutionalism | の概念 構造を持つものであるといえる。 独立宣言 declaration は、それ自 体すでに、憲法 constitution の論 理構造を持っている。

独立宣言については、本国で あるグレートブリテン王国の哲 学者ジェレミー・ベンサムの厳 しい批判がある。独立宣言が「生 命、自由、そして幸福の追求の 権利」は「誰にもゆずることの できない」権利であることが「別 に証明を必要としないほど明ら かな真理」であるとしながら、「権 利の確保には、政府の設置のみ で満足してしまう」ことを批判 する。(デイヴィッド・アーミテイ ジ、平田雅博訳『独立宣言の世界史』 2012年、ミネルヴァ書房、の資料 編に所収)

> 政府と呼ばれるものが、か つて権利のいくつかを犠牲 にしてしか機能しなかった し、し得なかったことは彼 らは認めないし、認めるそ ぶりもない。一結果として、 政府が機能する多くの事例 のように、権利のいくつか は、誰にも譲ることのでき ないと偽っているが、実際 には譲りわたされている。

独立宣言から 11 年後の 1787 年、フィラデルフィアの憲法制 定会議 Federal Convention にお いて起草され、各州の憲法会議 conventions による討議を経て 13 州中9州が承認して翌1788年 6月、アメリカ合州国憲法が成 立した。しかし、意外なことに 憲法全6条(合州国憲法は各条 article の下に節 section がある)に は、権利章典(日本国憲法では第 3章) は存在しない。アメリカ 合州国憲法は、フランスの最初 の憲法である「1791年憲法」 (1789年の「人権宣言」が組み込ま れている) に先立つこと4年、そ の意味で世界最初の近代立憲主 義憲法であるにもかかわらず、

〈手段〉としての国家機構に関す る規定のみで、肝心の〈目的〉 としての人権についての規定を 欠く、というわかりにくい構造 になっている。憲法学の概説書 は、どういうわけかそのことは あまり気にしないのであるが、 背景には自然権思想から功利主 義思想への重点移動という事情 がある。すなわち、合州国憲法 前文 Preamble は、つぎのとおり の「目的」を掲げる。

> より完全な連邦を形成し、 正義を樹立し、国内の静穏 を保障し、共同の防衛にそ なえ、一般の福祉 general Welfare を増進し、われらと われらの子孫のうえに自由 の恵沢を確保する……

「一般の福祉 general Welfare」は、 自然権思想を批判する功利主義 の思想に基づく概念である。そ れどころか、1788年の制定当 初の第1条第2節第3項にはの ちに修正第14条第2節(1868年) で削除される奴隷制容認の規定 (下院議員数と直接税配分の算定根 拠となる人口統計において、自由人 以外〔=奴隷〕の人口を5分の3に 換算する) さえ含まれていた(池 田貞夫「功利主義の正義論」〔音無 通宏『功利主義と社会改革の諸思想』 2007年、中央大学出版部、所収〕)。

とはいえ、さすがに人権条項 を持たないことには批判が集中 し、はやくも 1791 年に修正第 1条から第 10条の権利章典 Bill of Rights を追加するというかた ちで、改正されることになった (アメリカ合州国憲法の改正は、条 文そのものはたとえ失効したとして もそのまま残したうえで、本文のあ とに連番を振って修正条項を追加し ていく形をとる)。 (**つづく**) ❖

注 ギリシア神話において、ウーラノスとガイアの 娘であるテミスは、天秤を捧げ持ち衡平 equity をはか る正義の女神である。テミスはローマ神話ではユース ティティアに相当し、英単語 justice の語源となる。「正 義」(ディカイオシュネー)を主題とするプラトンの『国 家』は、国家における支配者と守護者、生産者の3階 級が知恵、勇気、節制の徳(アレテー=卓越性)を体 現するとき、国家において正義という徳が実現する、 という。英語の justice は、こうしたギリシア以来の意 味合いを受け継ぎ、公正 fairness、衡平 equity を指すと いってよいだろう。

いっぽう日本語で「正義」というと、月光仮面(「♪ 月光仮面のおじさんは正義の味方よ、よい人よ」)を はじめとして、「悪」に対抗し、たいていの場合、有